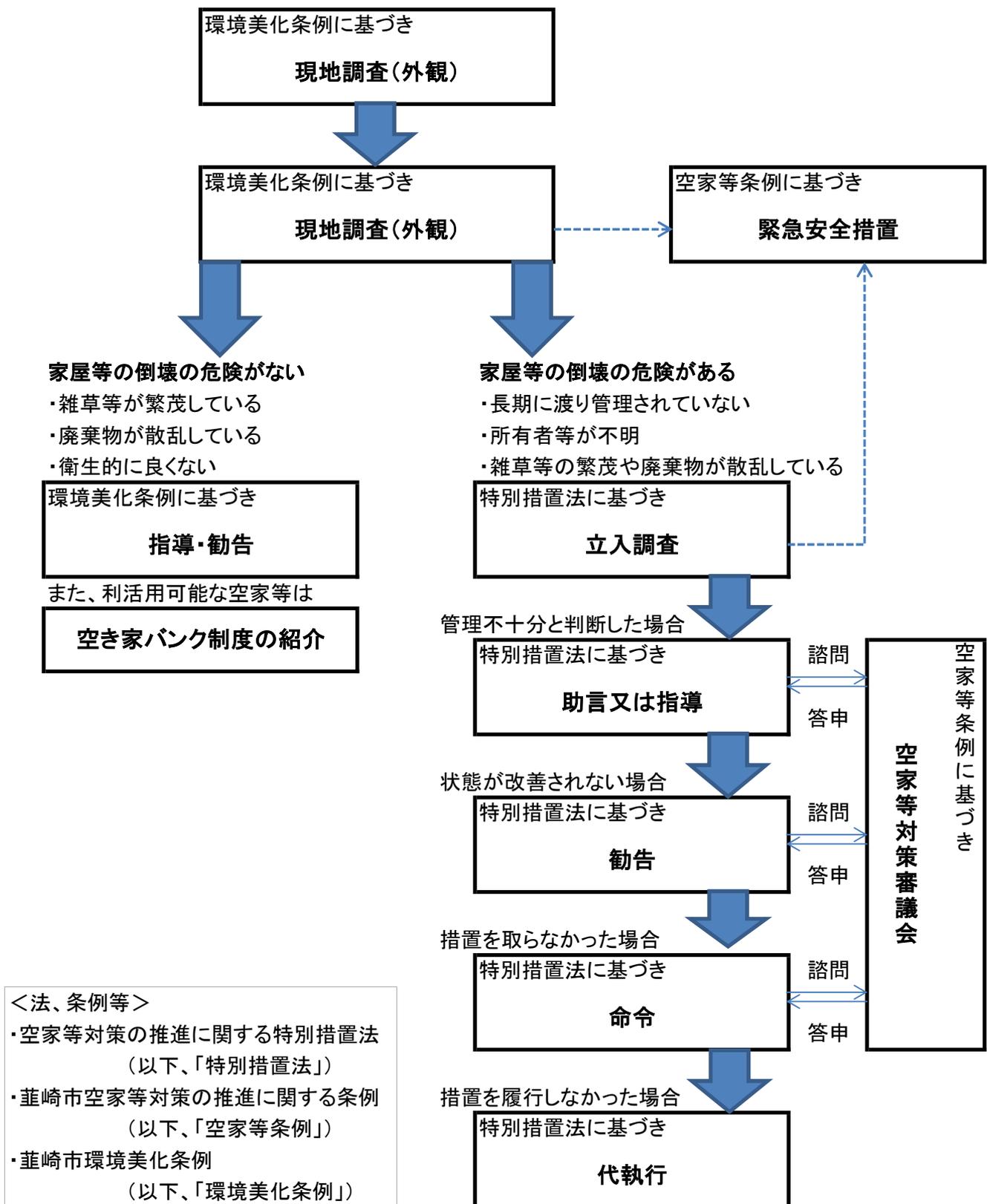


空家等に対する対応フロー



- <法、条例等>
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法 (以下、「特別措置法」)
 - ・蕪崎市空家等対策の推進に関する条例 (以下、「空家等条例」)
 - ・蕪崎市環境美化条例 (以下、「環境美化条例」)

○緊急安全措置について

適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場その他の公共の場所において、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害(以下この条において「危害等」という。)を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最小限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を講じることができる。